

西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領
(平成17年11月30日制定・要領第96号)

最終改正：平成29年9月28日

(指名停止)

- 第1条 財務担当取締役は、工事等の有資格者（西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第13号。以下「規程」という。）第7条に規定する競争参加資格を有する者をいう。以下同じ。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各号に規定する地域及び期間に基づいて、情状に応じて地域及び期間を定め、当該有資格者に対して指名停止を行うものとする。
- 2 財務担当取締役は、指名停止を行う地域（以下「措置対象地域」という。）を定めるときは、別表第3に掲げる地域区分に従うものとする。
- 3 財務担当取締役は、第1項の指名停止を行ったときは、措置対象地域を所管する支社長及び東京事務所長（以下「支社長等」という。）に対し、措置の内容を通知するものとする。
- 4 財務担当取締役が指名停止を行ったときは、措置対象地域を所管するすべての契約責任者（規程第5条第1項第1号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を構成員とする共同企業体についても同様とする。また、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 5 財務担当取締役が指名停止を行ったときは、措置対象地域を所管するすべての契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者から一般競争入札及び条件付一般競争入札案件に係る参加資格の確認を申請された場合は、当該有資格者に対して競争参加資格を認めてはならない。当該有資格者の一般競争参加資格を現に確認しているときは、当該確認を取り消すものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、工事における技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）手続要領（平成29年9月28日制定・要領第183号）第3条が適用される工事にあつては、同要領第14条第4項に定める技術提案書等の受領期限後は、当該確認を取り消さないものとする。

(共同企業体に対する措置)

- 第2条 財務担当取締役は、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 財務担当取締役は、第1条第1項、前項又は次条の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(下請負人に対する措置)

- 第3条 財務担当取締役は、指名停止を行う場合において、有資格者である下請負人が当該指名停止について明らかに責めを負うと認められるときは、当該指名停止に係る元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人に対して指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に規定する短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第8号又は第9号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 財務担当取締役は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による短期未満の指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 財務担当取締役は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 財務担当取締役は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前4項及び次条の規定による期間の範囲内で当該指名停止の期間を変更することができる。

6 財務担当取締役は、別表第2第8号又は第9号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止措置を行うことができるものとする。

7 財務担当取締役は、別表第2第8号に該当する有資格者に対して、指名停止期間が満了するまでに、当該有資格者においてコンプライアンス体制が確立されたことを報告させ、その確認ができない場合は、指名停止期間の延長等の措置を講じるものとする。

8 財務担当取締役は、指名停止の期間中の有資格者が、当該指名停止について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者に対する指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 財務担当取締役は、第1条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合又は会社の社員（以下「社員」という。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号又は第8号に該当したとき（それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（別表第2第8号又は第9号の措置要件に該当する有資格者にあつては2.5倍）
- 二 別表第2第3号から第9号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）（それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（別表第2第8号又は第9号の措置要件に該当する有資格者にあつては2.5倍）
- 三 別表第2第3号から第5号まで、第8号又は第9号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）（それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（別表第2第8号又は第9号の措置要件に該当する有資格者にあつては2.5倍）
- 四 入札又は見積をするにあたり、有資格者が「競争参加資格審査申請に伴う不正防止等防止約款」に同意しているにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号又は第8号に該当したとき（第1号の場合を除く。）（それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間（別表第2第8号又は第9号の措置要件に該当する有資格者にあつては1.5ヶ月）
- 五 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第5号まで、第8号又は第9号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から第3号までの規定に該当することとなった場合は除く。）（それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間（別表第2第8号又は第9号の措置要件に該当する有資格者にあつては1.5ヶ月）
- 六 社員又は公共機関の職員（以下「社員等」という。）が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該社員等の容疑に関し、別表第2第6号から第9号までの規定に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号及び第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）（それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間（別表第2第8号又は第9号の措置要件に該当する有資格者にあつては1.5ヶ月）

（指名停止の措置対象地域の特例）

第6条 財務担当取締役は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において、当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、措置する地域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 財務担当取締役は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかになったときは、当該有資格者に対する指名停止の措置対象地域を変更することができる。

(指名停止措置の承継)

第6条の2 財務担当取締役は、第1条第1項の規定により指名停止を行った有資格者から、当該指名停止措置の原因となった事象の発生日から当該指名停止措置の終了日までの間に、合併、会社分割又は事業譲渡により業務を受け継いだ会社（以下「承継会社」という。）が有資格者となったときは、次のとおり指名停止を行うものとする。

一 承継会社が、当該指名停止措置の開始日以前に有資格者となったときは、当該指名停止措置と同じ期間。

二 承継会社が、当該指名停止措置期間中に有資格者となったときは、有資格者となった日から当該指名停止期間の終了日まで。

2 前項各号の指名停止を行う場合、措置対象地域は当該指名停止措置に準じるものとする。

(指名停止の通知等)

第7条 財務担当取締役は、指名停止を行い、指名停止の期間若しくは指名停止の措置対象地域を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該指名停止に係る有資格者に対し遅滞なく指名停止通知書（別記様式第1号）、指名停止期間（及び）措置対象地域変更通知書（別記様式第2号）又は指名停止解除通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 財務担当取締役は、共同企業体及びその構成員に対し指名停止を行う場合の通知は、共同企業体に対する通知とその構成員に対する通知を併せ行うものとし、その様式は別記様式第4号のとおりとする。ただし、明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる構成員に対しては別記様式第5号により通知するものとする。なお、指名停止期間（及び）措置対象地域変更通知書又は指名停止解除通知書については、前項のものを準用するものとする。

3 財務担当取締役は、前項の規定により指名停止の通知をする場合は、当該指名停止の事由が会社の発注に係る工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

4 財務担当取締役は、指名停止の期間若しくは指名停止の措置対象地域を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該措置対象地域を所掌する支社長に措置の内容を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ財務担当取締役の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者を当該指名停止に係る地域において、自らの発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託する者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ財務担当取締役の承認を受けたときは、この限りではない。

(書面又は口頭による警告又は注意の喚起)

第10条 財務担当取締役は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

第11条 財務担当取締役は、有資格者が別表第1に掲げる措置要件の一に該当する場合で、指名停止又は前条の書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「指名停止等」という。）の措置を行う場合は、措置対象地域を所掌する支社長等に指名停止等の措置をさせることができるものとする。

2 前項により、支社長等が指名停止等の措置をした場合は、速やかに財務担当取締役あて報告するものとする。